

# 農林水産関係分野における TPP協定交渉の合意内容について (物品市場アクセス)

平成28年2月22日

農林水産省大臣官房国際部

# (1) 全体状況

## 1. 各国の関税撤廃率(品目ベース)

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
全品目	95%	100%	99%	100%	100%	100%	99%	100%	99%	100%	100%	100%
農林水産物	81%	98.8%	94.1%	100%	100%	100%	96.4%	99.5%	96.0%	99.6%	99.4%	100%

(注) 日本以外の国の農林水産物については、国際的な商品分類(HS2007)において1~24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

## 2. 我が国の関税を残すライン

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9,018	443	
うち農林水産物	2,328	443	
うち関税撤廃したことがないもの	834	439	
うち重要5品目	(586)	(412)	
うち重要5品目以外	(248)	(27)	雑豆、こんにゃく、しいたけ、海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1,494	4	ひじき・わかめ

## (2) 重要5品目についての取扱い

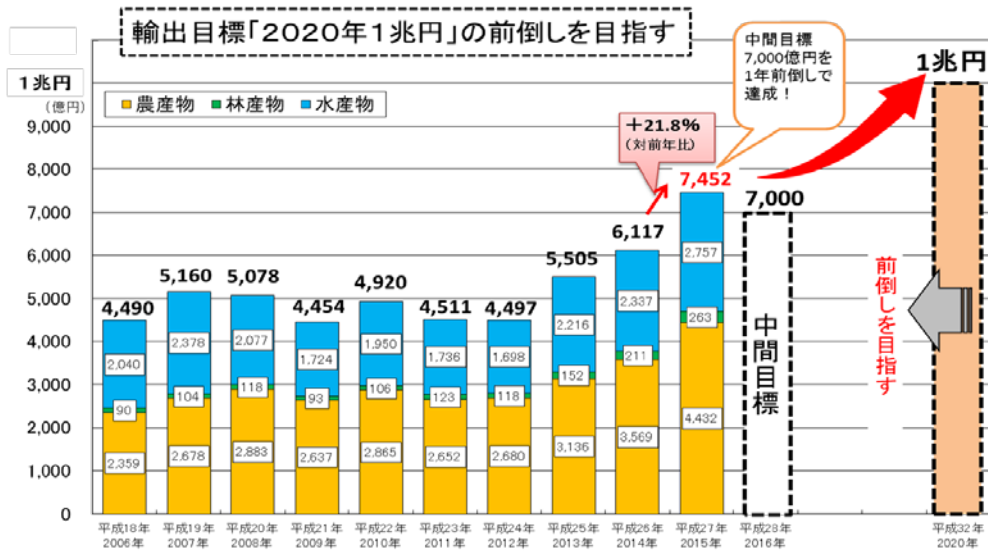
品目	現在の関税率	合意内容																																															
米	枠内税率 無税+マークアップ 枠外税率 341円/kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（341円/kg）を維持。</li> <li>• その上で、既存のWTO枠（77万トン）の外に、米国・豪州に対して、SBS方式の国別枠を設定。</li> </ul> （米国：5万実t(当初3年維持)→ 7万実t(13年目以降) 豪州：0.6万実t(当初3年維持)→ 0.84万実t(13年目以降)）																																															
小麦	枠内税率 無税+マークアップ 枠外税率 55円/kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55円/kg）を維持。</li> <li>• 既存のWTO枠に加え、米国（15万ト、7年目以降）、カナダ（5.3万ト（同））、豪州（5万ト（同））にSBS方式の国別枠を新設。</li> <li>• マークアップを9年目までに45%削減。</li> </ul>																																															
大麦	枠内税率 無税+マークアップ 枠外税率 39円/kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（39円/kg）を維持。</li> <li>• 既存のWTO枠に加え、SBS方式のTPP枠（6.5万ト（9年目以降））を新設。</li> <li>• マークアップを9年目までに45%削減。</li> </ul>																																															
麦芽	枠内税率 無税 枠外税率 21.3円/kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行枠外税率（21.3円/kg）を維持。</li> <li>• 現行の関税割当制度のほかに、需要動向に連動しない定量の国別枠を新設。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">いってないもの</th> <th colspan="2">いったもの</th> <th colspan="2">国別枠 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カナダ</td> <td>発効時</td> <td>89千ト</td> <td>発効時</td> <td>4千ト</td> <td>発効時</td> <td>93千ト</td> </tr> <tr> <td>豪州</td> <td>発効時</td> <td>72千ト</td> <td>発効時</td> <td>3千ト</td> <td>発効時</td> <td>75千ト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米国</td> <td>発効時</td> <td>20千ト</td> <td>発効時</td> <td>0.7千ト</td> <td>発効時</td> <td>20.7千ト</td> </tr> <tr> <td>6年目</td> <td>32千ト</td> <td>11年目</td> <td>1.05千ト</td> <td>11年目</td> <td>33.05千ト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>発効時</td> <td>181千ト</td> <td>発効時</td> <td>7.7千ト</td> <td>発効時</td> <td>188.7千ト</td> </tr> <tr> <td>6年目</td> <td>193千ト</td> <td>11年目</td> <td>8.05千ト</td> <td>11年目</td> <td>201.05千ト</td> </tr> </tbody> </table>		いってないもの		いったもの		国別枠 計		カナダ	発効時	89千ト	発効時	4千ト	発効時	93千ト	豪州	発効時	72千ト	発効時	3千ト	発効時	75千ト	米国	発効時	20千ト	発効時	0.7千ト	発効時	20.7千ト	6年目	32千ト	11年目	1.05千ト	11年目	33.05千ト	計	発効時	181千ト	発効時	7.7千ト	発効時	188.7千ト	6年目	193千ト	11年目	8.05千ト	11年目	201.05千ト
	いってないもの		いったもの		国別枠 計																																												
カナダ	発効時	89千ト	発効時	4千ト	発効時	93千ト																																											
豪州	発効時	72千ト	発効時	3千ト	発効時	75千ト																																											
米国	発効時	20千ト	発効時	0.7千ト	発効時	20.7千ト																																											
	6年目	32千ト	11年目	1.05千ト	11年目	33.05千ト																																											
計	発効時	181千ト	発効時	7.7千ト	発効時	188.7千ト																																											
	6年目	193千ト	11年目	8.05千ト	11年目	201.05千ト																																											
粗糖・精製糖等	71.8円/kg（粗糖） 103.1円/kg（精製糖）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行の糖価調整制度を維持。</li> <li>• 高糖度（糖度98.5度以上99.3度未満）の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。</li> <li>• 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で500トン）を認める。</li> </ul>																																															

品目		現在の関税率	合意内容
加糖調製品		29.8% (加糖ココア粉) 10.0% (チョコレート菓子) など	<ul style="list-style-type: none"> <li>品目ごとにT P P枠を設定 (計6.2万トン (当初) →9.6万トン (品目ごとに6～11年目以降))。</li> </ul>
でん粉	でん粉等	枠内税率 0～25% 枠外税率 119円/Kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖価調整制度(調整金の徴収)、枠外税率 (119円/Kg) は現行通り維持。</li> <li>T P P参加国を対象とした7,500tの関税割当枠を設定(即時)。</li> </ul>
	コーンスターチ ばれいしょ でん粉	枠内税率 0～25% 枠外税率 119円/Kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国に対し無税の関税割当の設定。*</li> <li>枠数量は、2,500tから6年目に3,250t。</li> <li>*調整金対象用途については、引き続き調整金を徴収。</li> </ul>
	イヌリン	枠内税率 25% 枠外税率 119円/Kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国とチリに対し、無税の関税割当の設定。</li> <li>枠数量は、240tから11年目に300 t。</li> </ul>
牛肉		38.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>16年目に最終税率を9%とし、関税撤廃を回避 (米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。</li> <li>16年目までという長期の関税削減期間を確保。</li> <li>輸入急増に対するセーフガードを措置 (関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。</li> </ul>
豚肉	豚肉	差額関税制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>524円/kg &lt; 輸入価格の場合 : 4.3%</li> <li>524円/kg ≥ 輸入価格の場合 : 546.53円/kgと輸入価格の差額</li> <li>64.53円/kg ≥ 輸入価格の場合 : 482円/kg</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持。</li> <li>10年目までという長期の関税削減期間を確保。(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。</li> <li>11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。</li> </ul>
	ハム・ベーコン	差額関税制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>初年度50%削減し、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃。</li> <li>11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。</li> </ul>
	ソーセージ、 その他豚肉 調製品	10% (ソーセージ) 20% (その他豚肉調製品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃。</li> </ul>

	品目	現在の関税率	合意内容
乳製品	脱脂粉乳	枠内税率 25%、35%+マークアップ 枠外税率 21.3%+396円、425円 29.8%+396円、425円	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱脂粉乳、バターについて、枠外税率の関税削減・撤廃は行わず、現行の国家貿易制度を維持するとともに、国家貿易でないTPP枠を設定。</li> </ul> (生乳換算で6万t(当初) → 7万t(6年目以降)) (最近の追加輸入量の範囲内で設定)
	バター	枠内税率 35%+マークアップ 枠外税率 29.8%+985円、 29.8%+1159円	
	ホエイ	枠内税率 25%、35%+マークアップ 枠外税率 29.8%+425円、 687円	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保。</li> <li>20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。</li> </ul>
	チーズ	29.8% 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本人の嗜好に合うモッツアレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。</li> <li>主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、長期の経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保。</li> </ul>

# (3) 日本産農林水産物・食品の輸出

我が国の農林水産物・食品の輸出額の推移



我が国の農林水産物・食品のTPP参加国への輸出額の割合(2014年)

輸出先国	輸出額 (億円)	割合	主な輸出品目
<b>TPP参加国計</b>	<b>1,696</b>	<b>27.7%</b>	—
米国	932	15.2%	ホタテ、ぶり、ソース混合調味料、日本酒、真珠
ベトナム	292	4.8%	ホタテ、植木、さば、かつお・まぐろ類、いか
シンガポール	189	3.1%	小麦粉、ソース混合調味料、菓子、緑茶、牛肉
豪州	94	1.5%	清涼飲料水、ソース混合調味料、醤油、ホタテ、ビール
カナダ	74	1.2%	ごま油、ゼラチン、みかん、ソース混合調味料、さば
マレーシア	68	1.1%	さば、ソース混合調味料、いわし、配合調製飼料、たばこ
NZ・メキシコ・チリ・ペルー・ブルネイ計	45	0.7%	たら、播種用の種等、魚油、メントール、ソース混合調味料
<b>TPP参加国以外</b>	<b>4,421</b>	<b>72.3%</b>	—
香港	1,343	22.0%	真珠、乾燥なまこ、たばこ、菓子、小麦粉
台湾	837	13.7%	たばこ、りんご、さんご、ソース混合調味料、豚の皮
中国	622	10.2%	ホタテ、さけ・ます、丸太、すけとうたら、植木等
韓国	409	6.7%	ビール、ホタテ、ソース混合調味料、丸太、配合調製飼料
EU	332	5.4%	播種用の種等、ソース混合調味料、ホタテ、醤油、緑茶
その他	879	14.4%	—
<b>輸出先計</b>	<b>6,117</b>	<b>100.0%</b>	—

## 結果分析

- 牛肉、水産物、コメ、日本酒、茶、青果物等、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目(※)の全てで関税撤廃。  
例)・牛肉: 米国で、15年目で関税撤廃されるまでの間、現行の輸出実績約150トンの20~40倍に相当する数量(1年目3,000トン→14年目6,250トン)の無税枠を設定
  - ・水産物: 近年輸出の伸びが著しいベトナムで、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時関税撤廃
  - ・日本酒: 輸出額の多い北米(世界全体の約40%)で即時関税撤廃
  - ・りんご: 昨年9月に輸出が解禁されたベトナムで、3年目関税撤廃
  - ・味噌・醤油: 日本食レストラン数が大きく増えているTPP諸国(注)で、即時~6年目関税撤廃  
【注: TPP11カ国の合計 19,987店(2013年) →29,605店(2015年)(1.5倍)】
  - ・チョコレート: 近年輸出が大きく増加している米国(2014年6億円、前年比43%増)で即時~20年目、ベトナム(2014年1億円、前年比267%増)で5~7年目の関税撤廃
  - ・切り花: 最大の輸出先国の米国(世界全体の約30%)及び新興市場として今後輸出拡大を狙うカナダで即時関税撤廃
- ↓
- 対世界輸出額の約3割を占める重要な市場であるTPP諸国で、更なる輸出拡大が期待。また、調味料を含む和食関連品目の関税撤廃により、和食の普及との相乗効果による輸出拡大の好機もとらえ、更なる輸出促進の取組を強化。
  - 他方、市場アクセス以外の輸出環境課題(動植物検疫、放射性物質に係る輸入規制、食品安全基準等)の解決に向けた取組も必要。

※重点品目: 水産物、加工食品、コメ・コメ加工品、林産物、花き、青果物、牛肉、茶